令和３年度多文化都市八戸推進事業補助金交付要領

（この要領の趣旨）

第１　多文化都市八戸推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年八戸市規則第１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（補助の目的）

第２　この補助金は、多様で特色ある市民の自主的な文化活動によるまちの魅力創造を図るため、以下の文化芸術活動に対する支援を行う。

（１）　文化芸術活動に対する支援

（２）　演奏会に対する支援

（３）　大会出場に対する支援

（補助対象者）

第３　補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。

（１）　文化芸術活動に対する支援

ア　市内に住所を有する個人または市内に本拠を有する団体。

イ　事業を完遂できると認められる者。

ウ　直近３箇年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していない者。（未成年者個人又は未成年者が代表を務める団体は除く。）

（２）　演奏会に対する支援

ア　10 人以上で演奏するアマチュアの管弦楽団又はそれに準ずる合奏団（団員の半数以上が市内に住所を所有するもので構成されていること。）。

イ　事業を完遂できると認められる者。

ウ　直近３箇年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していない者。（未成年者が代表を務める団体は除く。）

（３）　大会出場に対する支援

ア　競技・選抜等により出場が決定した時点において、市内に住所を有する個人または市内に本拠を有する団体。

イ　事業を完遂できると認められる者。

ウ　直近３箇年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していない者。（未成年者個人又は未成年者が代表を務める団体は除く。）

（補助対象事業）

第４　補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は次のとおりとする。

（１）　文化芸術活動に対する支援　　先駆的・実験的な内容で創造性にあふれた文化芸術活動

（２）　演奏会に対する支援　　八戸市公会堂で開催される演奏会（小学校、中学校及び高等学校が開催するものを除く。）

（３）　大会出場に対する支援　　競技・選抜等の結果、市外で開催される国際大会、全国大会及び国民文化祭への出場

２　次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付を受けることができない。

（１）　営利を目的とするもの

（２）　政治又は宗教活動を目的とするもの

（３）　公序良俗に反するもの

（４）　この要領による補助金以外に、八戸市から補助金又は助成金の交付を受けているもの

（５）　市民への公開を前提としないもの（大会出場に対する支援を除く。）

（６）　同一事業（市長が同一と認める事業を含む。）について、過去３回多文化都市八戸推進事業

補助金の交付を受けているもの（文化芸術活動に対する支援のみ。）

（補助対象経費）

第５　補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次のとおりとする。

（１）　文化芸術活動に対する支援

ア　外部アーティスト等の出演料（申請者及びその構成員に対する謝礼は対象外。）

イ　消耗品購入費、通信運搬費（郵送・運送料等。ただし、電話・インターネット・データ通信料等は対象外。）、印刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費

ウ　著作権使用料

エ　会場使用料

オ　その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの（視察旅費、交際費、食糧費、備品購入費、参加者各自に帰属するもの、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められる経費は除く。）

カ　対象事業に係る収入がある場合は、その金額を対象経費の合計額から差し引いた金額を対象経費の合計額とみなすものとする。

（２）　演奏会に対する支援

ア　演奏会及びリハーサル１日分に係る八戸市公会堂の利用料金

（３）　大会出場に対する支援

ア　交通費、宿泊費及び道具等運搬費

イ　他団体から補助金等の交付を受けた場合は、その金額を対象経費から控除する。

ウ　団体の補助対象経費の積算に当たっては、出演者等のうち競技・選抜等により出場が決定した時点において、市内に住所を有する者に係る経費についてのみ対象とする。

（補助金の額）

第６　補助金の額は次のとおりとする。

（１）　文化芸術活動に対する支援

ア　対象経費又は 100,000 円のいずれか低い額とする。

イ　前項の規定により算出した額に、1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（２）　演奏会に対する支援

ア　対象経費の３分の１に相当する額又は 200,000 円のいずれか低い額とする。

イ　前項の規定により算出した額に、1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ウ　対象事業に係る収入の額が対象事業に係る支出の額を上回る場合は、補助金の額から当該上回る額に相当する額を減額するものとする。

エ　対象者が、ふるさと寄附金の使途充当対象者である場合における当該対象者に対する補助金の額は、前号の規定により算定した補助金の額にふるさと寄附金相当額を加算した額とする。

（３）　大会出場に対する支援

ア　補助金の限度額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第７　規則第３条の補助金交付申請書は、別記第１号様式のとおりとする。

２　規則第３条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

（１）　文化芸術活動に対する支援

ア　団体概要書（別記第２号様式）

イ　事業計画書（別記第３号様式）

ウ　収支予算書（別記第４号様式）

エ　構成員名簿（団体のみ）

オ　住民票（写し可）（団体の場合はその代表者のもの）

カ　納税証明書（写し可）（団体の場合はその代表者のもの）
キ　同意書（未成年者個人または未成年者が代表を務める団体が申請する場合）（別記第５号様式）
ク　その他市長が必要と認める書類
（２）　演奏会に対する支援
ア　団体概要書（別記第２号様式）
イ　事業計画書（別記第３号様式）
ウ　収支予算書（別記第４号様式）
エ　構成員名簿
オ　納税証明書（写し可）（団体の代表者のもの）
カ　同意書（未成年者が代表を務める団体が申請する場合）（別記第５号様式）
キ　その他市長が必要と認める書類
（３）　大会出場に対する支援
ア　事業計画書（別記第３号様式）
イ　収支予算書（別記第４号様式）
ウ　同意書（未成年者個人又は未成年者が代表を務める団体が申請する場合）（別記第５号様式）
エ　その他市長が必要と認める書類
３　住民票及び納税証明書については、市が公簿により、市民であること及び市税に未納の額がないことを確認することについて申請者の同意を得た場合は、添付を省略できるものとする。
４　対象事業の申込期間は次のとおりとする。
（１）　文化芸術活動に対する支援　　所定の申込期間内
（２）　演奏会に対する支援　　原則として事業開始の 10 日前まで
（３）　大会出場に対する支援　　原則として事業開始の 10 日前まで

（交付決定）
第８　文化芸術活動に対する支援への申請のあった対象事業の選定にあたっては、多文化都市八戸推進事業補助金審査ワーキング会議（以下「会議」という。）が、別に定める審査基準に基づき審査を行うこととする。
２　会議は、申請者に対しヒアリングを行うことができるものとする。
３　規則第５条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第６号様式）により行うものとする。
４　補助金の交付の決定をしなかった場合は、補助金不交付決定通知書（別記第７号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）
第９　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第４条第２項の規定により付された条件となるものである。
（１）　対象事業の内容を変更する場合は、変更（中止）承認申請書（別記第８号様式）を市長に提出してその承認を受けること。
（２）　対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は対象事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けること。
（３）　対象事業の経費の収支その他事業に関する事項を明らかにするため、これに関する一切の書類及び帳簿を令和４年４月１日から５年間保管しておくこと。
（４）　補助事業実施者は、対象事業を実施する際作成するチラシ、ポスター、プログラム等の広報物に、「令和３年度多文化都市八戸推進事業補助金交付事業」と明記すること。ただし、事情により広報物にその旨を明記できない場合は、会場等に「令和３年度多文化都市八戸推進事業補助金交付事業」と明記されたものを掲示すること。

（取下期日）
第10　規則第６条第１項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して10日とする。

（実績報告）
第11　規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和４年３月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別記第９号様式）により、次に掲げる書類を添えて行うものとする。
２　規則第12条の規定により市長が定める書類は次のとおりとする。
（１）　文化芸術活動に対する支援
　ア　事業記録報告書（別記第10号様式）
　イ　収支精算書（別記第４号様式）
　ウ　その他市長が必要と認める書類
（２）　演奏会に対する支援
　ア　収支精算書（別記第４号様式）
　イ　その他市長が必要と認める書類
（３）　大会出場に対する支援
　ア　収支精算書（別記第４号様式）
　イ　その他市長が必要と認める書類

（確定）
第12　規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（交付時期）
第13　補助金は、規則第13条の規定によりその額の確定した後、請求書（別記第12号様式）による補助事業者からの請求に基づき、一括交付する。ただし、文化芸術活動に対する支援において、概算払申請書（別記第13号様式）による申請があり、市長が必要であると認める場合は、概算払により交付するものとする。
２　前項ただし書きの規定による補助金の概算払を受けた団体等の補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を返還するものとする。

（交付回数）
第14　補助金の交付は、次のとおりとする。
（１）　文化芸術活動に対する支援　　１個人又は団体につき１回とする。
（２）　演奏会に対する支援　　１団体につき１回とする。
（３）　大会出場に対する支援　　別表に規定する大会等の種別ごとに１回限りとする。ただし、特に市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（事業実施結果等の公表）
第15　市長は、補助事業実施者の名称、補助事業の内容、実施状況、実施結果等について、ホームページ等で公開できるものとする。

（雑則）
第16　この要領に定めるもののほか事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則
この要領は、令和３年６月28日から実施し、令和３年４月１日より適用する。

別表（第６関係）

<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">補助金の限度額</th></tr>
<tr><th>個　人</th><th>団　体</th></tr>
<tr><td>国際大会
（国外開催）</td><td>１人につき 30,000 円</td><td>上限 100,000 円
30,000 円に大会開催要項等により出場できる出演者及び指導者（大会プログラム等により指導者として氏名が確認できる者）の合計人数を乗じて得た金額。</td></tr>
<tr><td>国際大会
（国内開催）</td><td rowspan="2">5,000 円（開催地が東北地方の場合は 3,000 円、県内の場合は 2,000 円）</td><td rowspan="2">上限 100,000 円
5,000 円（開催地が東北地方の場合は 3,000 円、県内の場合は 2,000 円）に大会開催要項等により出場できる出演者及び指導者（大会プログラム等により指導者として氏名が確認できる者）の合計人数を乗じて得た金額。</td></tr>
<tr><td>全国大会</td></tr>
<tr><td>国民文化祭</td><td>１人につき 10,000 円</td><td>上限 100,000 円
10,000 円に開催要項等により出場できる出演者及び指導者（大会プログラム等により指導者として氏名が確認できる者）の合計人数を乗じて得た金額とする。</td></tr>
</table>